

漁業法第31条の規定に基づく特定水産資源の漁獲量等の公表について
(秋田県くろまぐろ(小型魚))

漁業法(昭和24年法律第267号)第31条に基づき、知事管理区分「秋田県くろまぐろ(小型魚)」の漁獲量を公表します。

令和8年8月7日
秋 田 県 知 事

1 漁獲量等の公表を行う管理区分

知事管理区分

「秋田県くろまぐろ(小型魚)」

(令和8管理年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで))

2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合

「秋田県くろまぐろ(小型魚)」

76.4パーセント(A/B)

〔	漁 獲 量 : 39.1 トン (A)	〕
	漁獲可能量 : 51.1 トン (B)	